

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条
第1項の規定による精神保健指定医の指定の申請に当たって提出することとして
いるケースレポートの記述上の配慮については、「精神保健指定医申請時の
ケースレポート記述上の配慮について」（平成26年2月18日厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）のとおり示しているところ
です。

今般、当該事務連絡を別添のとおり一部改正することとしましたので、関係
機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願います。

なお、本事務連絡は、令和3年1月1日以後の申請に当たって提出するケー
スレポートの記述上の配慮について示すものであることを申し添えます。

(別添)

○平成26年2月18日付け「事務連絡精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（令和元年5月28日一部改正）【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 <u>一部改正 事務連絡</u> <u>令和2年12月25日</u> 都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生（支）局健康福祉課 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について (略) 別添 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について	事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生（支）局健康福祉課 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について (略) 別添 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について

はじめに (略) 1 (略) 2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) (略) (2) 臨床記録としての留意事項 ア～シ (略) <u>ス 退院後に外来治療を行った症例（外来移行症例）でない場合も、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応を、入院期間中に申請者自らが行った場合は、表紙「⑩退院後の外来支援」が行われたものとして、実際の対応を具体的に記載することが望ましい。</u> <u>なお、外来移行症例として提出できるものは、退院後の通院による治療についても、申請者が引き続き自ら担当として行ったものに限られる。この場合、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応について、表紙「⑩退院後の外来支援」を含め、実際の対応を具体的に記載すること。</u> (3) (略) 3～4 (略) 以 上	はじめに (略) 1 (略) 2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) (略) (2) 臨床記録としての留意事項 ア～シ (略) (新設) (3) (略) 3～4 (略) 以 上
---	---